

療養病床から転換した老人保健施設における
医療サービスの提供について
(案)

介護施設等の在り方に関する委員会

平成19年6月 日

1 はじめに

- 介護施設等の在り方に関する委員会では、療養病床の再編成が行われるに際して、入所者に引き続き適切な医療サービスを提供する必要があることから、療養病床から転換した老人保健施設における医療サービスの提供の在り方等について検討を行ってきた。
- 今般、これまでの検討を踏まえ、療養病床から転換した老人保健施設における医療サービスの提供の在り方について取りまとめたので報告する。

2 医療機能強化型老人保健施設の創設について

- 療養病床から転換した老人保健施設の入所者に対して適切な医療が提供できなければ、療養病床の転換が円滑に進まないのみならず、入所者の状態が悪化した場合に急性期病院へ転院せざるを得なくなり、療養環境が整った老人保健施設での継続的な入所が困難となる可能性がある。
- このため、入所者へのサービスを向上させながら、療養病床の転換を円滑に進めるため、療養病床から転換した老人保健施設における医療提供の機能を強化する措置（医療機能強化型老人保健施設の創設）を講ずることが適当である。

3 医療機能強化型老人保健施設において強化すべき医療サービスについて

(1) 夜間等日勤帯以外の時間帯の対応

- 療養病床から転換した老人保健施設には、急性増悪により緊急対応を要する入所者や、喀痰吸引、経管栄養等の日常的な医療処置を要する入所者が一定程度存在すると想定されることから、夜間等においても必要な医療提供を行う体制の整備が必要である。
- この場合、医師による夜間等の医療提供については、対応が必要と見込まれる入所者数等に鑑みれば、老人保健施設の医師のオンコールや他の保険医療機関の医師の往診により対応可能と考えられる。
- 一方、看護職員による夜間等の医療提供については、対応が必要と見込まれる入所者数等に鑑みれば、夜間等における看護職員の継続的な配置や、必要に応じ、経管栄養への対応のため、朝夕の時間帯について、日勤帯の勤務者の早出・遅出勤務による対応が必要である。

(2) 入所者の看取りへの対応

- 療養病床から転換した老人保健施設では、看取りを要する入所者が一定程度生ずると想定されるが、入所者や家族の意向に沿った安らかな最期を迎えることができ

るよう、入所者の看取りに際して、適切な医療サービスが提供可能な体制の整備が必要である。

(3) リハビリテーション

- 療養病床から転換した老人保健施設においては、理学療法士や作業療法士を適切に配置し、入所者に対する適切なリハビリテーションが提供可能な体制の整備が必要である。

4 従来の老人保健施設との関係について

- 老人保健施設は、これまで入所者の居宅復帰を支援する施設としての役割を果たしており、今後ともリハビリテーションを始め、入所者の居宅復帰支援機能の強化に向けた取組を進めていく必要がある。
- 一方、療養病床から転換した老人保健施設においては、一定の医療ニーズを有する入所者に適切な医療サービスを提供するため、夜間等の時間帯の対応や看取りへの対応等が必要であり、療養病床から転換する施設を対象として医療機能強化型老人保健施設を創設するものである。

5 実施時期等について

- 療養病床の早期かつ円滑な転換を進める必要がある中で、
 - ① 療養病床から転換した老人保健施設での医療提供機能の強化措置による具体的な医療職の配置の在り方とその裏打ちとなる介護報酬の在り方については、療養病床の転換に大きな影響を与えるものであることから、早急に明らかにする必要があること、
 - ② 療養病床から転換した老人保健施設での医療提供機能の強化措置に伴い医療保険・介護保険の給付調整や往診による対応を行うことにより、医療保険・介護保険の一体的な運用ができるよう、次期診療報酬の改定と連動して措置を講ずることが適当であること、から、医療機能強化型老人保健施設に必要な医療職の配置の在り方とその適切な裏打ちとなる介護報酬について、平成19年度中に明らかにすることが求められる。
- その際、介護保険を支える国民の負担を考慮するほか、入所者が継続してサービスを受けることができるような配慮を行うことが必要である。
- また、その他の療養病床の転換支援措置についても、着実かつ速やかな実施が必要である。
- さらに、療養病床の再編成に当たっては、各地域において高齢者を支える医療・介護の体制が確保され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることが重要である。本取りまとめを受けて、介護給付費分科会で具体的な議論が行われるよう期待するものである。